平成２３年（フ）第１１０号
横浜市戸塚区深谷町25番地　戸塚深谷共同住宅10棟52号
債務者　迫脇　　直
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
東京都日野市旭が丘２丁目36番地の12サンライズヒル103
債務者　藤野　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
東京都稲城市向陽台６丁目９番地３―108
債務者　佐藤　悦郎
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月13日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２８号
北海道帯広市西６条南39丁目１番15号　ボーディングハウス103号
債務者　百々　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
北海道中川郡幕別町忠類白銀町384番地10　ふれあいセンター福寿
債務者　田中　徳三
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
北海道帯広市南町東３条８丁目２番地　らいふＳ１－Ｄ号
債務者　小玉伊智子（旧姓窪田）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
　　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
青森市幸畑５丁目９番６号　県営住宅６－２
債務者　一戸　成仁
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午後１時30分
　　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号
石川県加賀市松が丘３丁目22番地11　アーバン松が丘101号室、従前の住所石川県加賀市大聖寺東町２丁目32番地の２
債務者　菅生　展行
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後２時
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１５号
青森市奥野２丁目12番６号
債務者　安田　匡之
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
　　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2004番地
債務者　竹下　悦世
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
静岡県浜松市東区宮竹町147番地の２
債務者　石塚　美和
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
静岡県磐田市小立野282番地
債務者　寺田　秀夫
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
大阪府大東市深野３丁目６番48号
債務者　仲西　康守
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７８号
東京都府中市南町４丁目40―１　南町アパート26―904
債務者　大橋也皇孔
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９２号
千葉県我孫子市台田３丁目１―25―302
債務者　小幡　直久
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部